

「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画部会」の設置について

1 位置付け

「千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則」第4条の2に規定する、「千葉市廃棄物減量等推進審議会」（以下、「審議会」という。）の部会となる。

2 目的・役割

次期千葉市一般廃棄物（ごみ）処理計画策定にあたり、専門的・技術的事項について、調査研究を行うために設置する。

審議会において、計画全体の審議を進める前段階として、部会において、計画の骨子に関わる主要事項の詳細な調査研究を行い、集中的に検討を行うことで、実効性の高い計画とすることを目指す。

なお、部会においては、決定権は持たず、審議会への報告のみとする。

3 検討事項

- 現行計画の点検と評価
- ごみ量の将来予測
- 数値目標の検討
- 減量・資源化施策の検討 等

4 設置日

令和8年7月14日

5 委員

審議会委員のうち会長が指名する者（5名）

6 開催回数

令和8年度：2回（10月上旬、11月中旬 ※予定）